

令和3年10月15日

関係者各位

ユーロテックジャパン株式会社
代表取締役 古家 恒昌

加賀電子株式会社との民事再生スポンサーに関する基本合意書の締結について

関係者各位におかれましては、平素より当社の民事再生手続にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当社は本年10月4日付で、加賀電子株式会社（本店所在地：東京都千代田区神田松永町20番地、代表取締役社長：門良一。以下「加賀電子」といいます。）との間で、当社に対するスポンサー支援に関する基本合意書（以下「本基本合意」といいます。）を締結しましたので、その旨ご報告いたします。本基本合意の締結に至る経緯、本基本合意の概要等は下記のとおりです。

当社といたしましては、加賀電子のご支援のもと、従業員一同全力を挙げて当社事業の再生を図って参る所存ですので、関係者各位におかれましては、引き続き、当社の民事再生手続にご理解とご協力を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本基本合意及び当社の民事再生手続についてご不明点等ございましたら、本書末尾記載の当社代理人宛にご連絡いただき、加賀電子への直接のご連絡はお控えいただきますようお願いいたします。

記

1 本合意書締結の経緯と目的

当社は本年8月31日に大阪地方裁判所に再生手続開始を申し立て、本年9月7日に同裁判所より再生手続開始決定を受けております。当社といたしましては、今後も従来どおり事業を継続し、回転翼航空機の運航を始めとした事業を維持していく所存ですが、資金力及び信用力等の不安から自力での再建（自主再生）を行うことは困難であったため、再生手続開始申立当初からスポンサー支援による再建（スポンサー型の再生）を予定しておりました。

加賀電子は、従来から当社の主要な取引先であって、企画力・営業力に優れ、幅広い優良得意先を持つ大手商社であり、当社は加賀電子より、再生手続開始申立以前から加賀電子に対する買掛金の支払猶予、貸付けなどの資金面での支援や役員2名の派遣などの人的支援を受けておりましたところ、当社の再生手続開始申立てに伴い、加賀電子から当社へのスポンサー支援を検討する旨の支援意向表明を頂戴しておりました。

当社は、再生手続開始申立以降、債権者の皆さまに配布した文書等を通じて、当社がスポンサー型の再生を予定している旨、及び、加賀電子から支援意向表明を頂戴している旨をお知らせし、スポンサー選定に関する意見を募っておりましたが、再生手続開始申立てから1か月を経過した本年9月末日までに支援意向表明があったのは加賀電子のみであり、加賀電子以外からは支援意向表明はもとより、支援を検討する旨の問い合わせもありませんでした。また、加賀電子による支援に否定的な意見が寄せられることもありませんでした。

このような状況を受けて、加賀電子及び当社は、加賀電子の持つ企画力・営業力と、当社の持つ回転翼航空機に関する専門的知見・技術との相互補完により、相応のシナジー効果が見込まれると判断されること、豊富な財務基盤を持つ加賀電子から信用補完を受けることができ

ば、既存契約の履行見込みに対する取引先からの信用確保は勿論のこと、新規営業にも好影響が見込まれると確信したことから、今般、加賀電子が当社のスポンサーに就任することに関する最終合意（以下「本最終合意」といいます。）に向けた交渉事項等を規定することを目的として、本基本合意を締結するに至りました。

なお、本基本合意の締結に関しては、大阪地方裁判所から選任された監督委員の同意を得ておりますことを申し添えます。

2 本合意書で予定する最終合意の概要¹

(1) スポンサー支援の方法

当社は、当社が営む下記（2）記載の事業（以下「本事業」といいます。）を、加賀電子又は加賀電子が指定する者（以下「譲受会社」）に承継いただく（以下「本事業承継」といいます。）方法により、支援を受ける予定です。

なお、本事業承継を行うための法的スキームにつきましては、今後、加賀電子及び当社で協議のうえ決定する予定です。

(2) 支援の対象となる事業（本事業）

本事業承継の対象となる本事業は、以下のものを予定しております。

1. 回転翼航空機販売事業
2. 回転翼航空機賃貸事業
3. 回転翼航空機運航受託事業
4. 回転翼航空機整備事業
5. その他、当社において本基本合意締結日現在実施されている事業

(3) 本事業承継の対象となる資産、負債の項目及び金額

本事業承継に伴い、譲受会社には、本事業の用に供する資産、負債、当社の契約上の地位等が承継される予定です。その詳細な項目や、本事業承継の対価の額、決済方法等については現在精査・協議中であり、本最終合意にて確定させる予定です。

(4) 本最終合意の実行条件

本最終合意の実行には、監督委員の同意及び本最終合意において採用する本事業承継のための法的スキームに関して必要となる民事再生法、会社法、その他法令上の諸手続が適法に履践されることが条件となります。当社は、これら関係法令を遵守し、適正な手続を履践していく所存です。

3 加賀電子の概要

1) 名称	加賀電子株式会社
2) 所在地	東京都千代田区神田松永町 20 番地
3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 門良一
4) 事業の内容	電子部品・半導体の販売から EMS（電子機器の受託開発・製造サービス）、パソコン及びその他周辺機器などの完成品の販売など
5) 資本金	121 億 33 百万円

¹ 本最終合意に向けての交渉の中で、変更となる可能性があります。

6) 最近の事業年度における業績	売上高 4223 億 65 百万円 (2021 年 3 月期)
------------------	---------------------------------

4 スケジュール

本基本合意締結日 2021 年 10 月 4 日
本最終合意締結日 2022 年 1 月下旬 (予定)
本事業承継実行日 未定

※スケジュールは現時点での予定であり、変更されることがあります。

以 上

■当社民事再生手続申立てに関する問合せ専用窓口

〒530 - 0005 大阪市北区中之島二丁目 3 番 18 号 中之島フェスティバルタワー27 階

弁護士法人大江橋法律事務所 (大阪事務所)

弁護士 佐藤俊／渡邊一誠／山内邦昭／土井一磨

お問合せ専用 E メールアドレス : et-japan@m13.ohbashiri.com

FAX : 06 - 6226 - 3055

お問合せ専用電話番号 (E メール、FAX のご利用が難しい場合のみご利用ください。)

TEL : 06 - 6208 - 1326

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、テレワークを実施しているため、常時留守番電話の設定となっておりますので、お名前、ご連絡先電話番号、FAX 番号、ご用件をお話ください。